

第五号様式（第六条関係）

（表）

第 号	官 職 氏 名 生年月日	↑ 6.5 セ ン チ メ ー ト ル ↓
写真	<p>中小企業等協同組合法第9条の3第4項（同法第9条の9第5項及び中小企業団体の組織に関する法律第17条第8項（同法第33条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は商店街振興組合法第14条第4項（同法第19条第2項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第27条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行 年 月 日まで有効</p> <p>国土交通大臣 印</p>	
	<p>（倉庫業法抜粋） （報告及び検査）</p> <p>第27条 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業を営む者に対して、その営業に関し報告をさせ、又はその職員に営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	↑ 6.5 セ ン チ メ ー ト ル ↓
←————— 9センチメートル —————→		

(表)

<p>(中小企業等協同組合法抜粋)</p> <p>第114条 第9条の3第4項において準用する倉庫業法第27条第1項若しくはこの法律第105条の3第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第3項若しくは第4項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第9条の3第4項において準用する倉庫業法第27条第1項若しくは第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条第2項若しくは第4項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金（信用協同組合又は第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処する。</p> <p>(中小企業団体の組織に関する法律抜粋)</p> <p>第106条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第17条第8項（第33条において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法9条の3第4項において準用する倉庫業法第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	↑ 6.5 センチメートル ↓
<p>(商店街振興組合法抜粋)</p> <p>第91条 第14条第4項において準用する倉庫業法第27条第1項若しくはこの法律第84条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第14条第4項において準用する倉庫業法第27条第1項若しくはこの法律第81条第2項若しくは第84条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したものは、30万円以下の罰金に処する。</p>	↑ 6.5 センチメートル ↓
← 9センチメートル →	

